三	○・五六
四	○・七五
五	○・八七
六	○・八七
七	○・八七
八	—

三	—
四	—
五	三・〇
六	二・八
七	二・七
八	六・七

(2)　(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(ii)　住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

三	○・五六
四	○・七五
五	○・八七
六	○・八七
七	○・八七
八	—

三	—
四	—
五	三・〇
六	二・八
七	二・七
八	六・七

(2)　次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(i)　住宅（単位住戸の数が一であるものに限る。）(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)(i)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(ii)　住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）(1)(ii)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル共同住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な共同住宅であると認めるものをいう。）の住棟単位外皮平均熱貫流率及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率が、(1)(ii)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位一平方メートル一度につきワット）	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
一	○・四一	—
二	○・四一	—
三	○・四四	—
四	○・六九	—
五	○・七五	一・五
六	○・七五	一・四
七	○・七五	一・三
八	—	二・八